

山武市公立幼稚園・私立保育園のあり方検討委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 市は、子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、公立幼稚園及び私立保育園の環境づくりを一層推進し、必要な措置について検討するため、公立幼稚園・私立保育園のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は次に掲げる事項を検討する。

- (1) 公立幼稚園及び私立保育園のあり方についての調査研究及び検討
- (2) こども園の適正規模並びに適正配置及び設置運営についての調査研究及び検討
- (3) 前2号の検討結果の本市への提言

(組織)

第3条 検討委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 議会を代表する者
- (3) 教育委員会を代表する者
- (4) 小学校長を代表する者
- (5) 公立幼稚園・こども園職員を代表する者
- (6) 私立保育園職員を代表する者
- (7) 公立幼稚園保護者を代表する者
- (8) 私立保育園保護者を代表する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項各号の委員が当該各号に掲げる職を失したときに委員の職を失うものとする。

3 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否に対し同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 検討委員会には、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。